



京労発基 0402 第 5 号
平成 30 年 4 月 2 日

建設業労働災害防止協会 京都府支部長 殿

京 都 労 働 局 長



平成 30 年度「京都ゼロ災 3 か月運動」及び「京都安全衛生大会」の
実施について

平素は、労働行政の運営について格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、京都府内における平成 29 年の労働災害による死亡者数は 21 人と、過去最小であった平成 28 年の 8 人から大幅に増加しました。また、休業 4 以上の死傷者数は 2,417 人（対前年比 121 人、5.3%増：推計値）となり、一度に 3 人以上が被災する重大災害は 5 件（前年は 5 件）発生しています。

一方、一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、平成 29 年は 55.83%（速報値）と依然として 50%を超え、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率は高水準で推移し、労災請求件数も増加傾向となっています。

このような状況の中、本年度は、「第 13 次労働災害防止推進計画（2018 年度～平成 2022 年度の 5 年間）」の初年度であり、計画の目標①平成 25 年～平成 29 年の死亡者総数の 15%以上の減少させること、②平成 2017 年と比べ 2022 年の死傷者数を 5%以上減少させること、③労働災害防止重点対象業種を設定し、労働災害の減少に向けた対策の推進を図ること、④メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場を増加させること、腰痛による労働災害を減少させること及び熱中症による死傷者数を減少させること等により、事業場における安全衛生水準の一層の向上を目指し、積極的かつ計画的に対策を推進を推進していかねばなりません。

このため、今年も労働災害ゼロと働く人の健康と快適な職場づくりを目指して、別添のとおり平成 30 年度「京都ゼロ災 3 か月運動実施要綱」及び平成 30 年度「京都安全衛生大会実施要綱」を定めたところです。

つきましては、貴団体におかれましては、主催者として本運動及び本大会を積極的に推進していただきますようお願い申し上げます。

平成30年度「京都安全衛生大会」実施要綱

1 趣旨

京都府内における平成29年の労働災害による死亡者数は21人と、過去最小であった平成28年の8人から大幅に増加した。また、休業4以上の死傷者数は2,417人（対前年比121人、5.3%増：推計値）となり、一度に3人以上が被災する重大災害は5件（前年は5件）発生している。

一方、一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、平成29年は55.83%（速報値）と依然として50%を超え、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率は高水準で推移し、労災請求件数も増加傾向となっている。

このため、「事業場のトップによる安全衛生に関する宣言」、「労使一体となった安全衛生意識の高揚を図る」など、事業場における自主的安全衛生活動を促進し、安全衛生水準の向上を図り、労働者の安全と健康の確保を目的にして「京都安全衛生大会」を開催することとする。

2 日時

平成30年7月4日（水） 開場 12時15分
大会 13時15分 ～ 16時45分（予定）

3 場所

京都テルサ テルサホール（京都市南区新町通九条下ル下殿田町70番地）

4 大会の運営等

- (1) 主唱者 京都労働局
京都府内各労働基準監督署
- (2) 主催者 * 公益社団法人 京都労働基準協会 本部
公益社団法人 京都労働基準協会 各地域支部
建設業労働災害防止協会京都府支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府支部
林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会舞鶴港分会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮津港分会
一般社団法人 日本ボイラ協会京滋支部
一般社団法人 日本クレーン協会京都支部
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会京都支部
一般社団法人 京都府溶接協会
京都府採石公災害防止連絡協議会
京都府建築工業協同組合
京都THP推進協議会
京都衛生管理者会
京都産業保健総合支援センター * 印は代表幹事
- (2) 協力団体（協力依頼先団体）
公益社団法人 日本作業環境測定協会京滋支部
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会京都支部
- (3) 後援団体（後援依頼先団体）
京都府 京都市 一般社団法人 京都府医師会
一般社団法人 京都府歯科医師会 京都府社会保険労務士会 京都経営者協会
京都府中小企業団体中央会 京都商工会議所 京都府商工会連合会
NHK京都放送局 京都新聞 KBS京都
中央労働災害防止協会
- (4) 大会実行委員会
本大会運営のために「平成30年度『京都安全衛生大会』実行委員会」を設ける。
なお、同実行委員会は、主催者団体から構成する。
- 5 大会の内容
労働災害防止、過重労働による健康障害防止、メンタルヘルスケア、健康づくり、快適職場の形成及び府内における産業保健の推進等の啓発を行う。
- 6 その他
大会への参加費は、無料とする。

「STOP！転倒災害プロジェクト」

～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～

平成30年度「京都ゼロ災3か月運動」(第34回)実施要綱

1 趣旨

京都府内における平成29年の労働災害による死亡者数は21人と、過去最小であった平成28年の8人から大幅に増加した。また、休業4以上の死傷者数は2,417人(対前年比121人、5.3%増:推計値)となり、一度に3人以上が被災する重大災害は5件(前年は5件)発生している。

一方、一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、平成29年は55.83%(速報値)と依然として50%を超え、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率は高水準で推移し、労災請求件数も増加傾向となっている。

このような状況の中、本年度は、「第13次労働災害防止推進計画(2018年度～平成2022年度の5年間)」の初年度であり、計画の目標①平成25年～平成29年の死亡者総数の15%以上の減少させること、②平成2017年と比べ2022年の死傷者数を5%以上減少させること、③労働災害防止重点対象業種を設定し、労働災害の減少に向けた対策の推進を図ること、④メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場を増加させること、腰痛による労働災害を減少させること及び熱中症による死傷者数を減少させること等により、事業場における安全衛生水準の一層の向上を目指し、積極的かつ計画的に対策を推進を推進していかなければならない。

ついては、労働災害減少目標等の達成に向けて、すべての参加事業場のゼロ災の達成と労働者の健康が確保できるよう、平成30年度「京都ゼロ災3か月運動」を、京都府内全域において積極的に展開することとする。



2 目標

事業場トップの安全衛生宣言により職場の危険ゼロ及び労働者の健康確保を目指した取組を行い、3か月間の労働災害ゼロを達成する。

3 達成証の交付

3か月間の労働災害ゼロを達成した本運動の参加事業場に対して、「ゼロ災3か月運動達成之証」(様式第1号)を交付する(ここでいう「労働災害」には、通勤災害及び障害のない不休災害を含まない。)

4 運動期間

平成30年7月1日(日)～9月30日(日)

5 運動の推進者等

(1) 主唱者 京都労働局
京都府内各労働基準監督署

(2) 主催者

- * 公益社団法人 京都労働基準協会 本部
- 公益社団法人 京都労働基準協会 各地域支部
- 建設業労働災害防止協会京都府支部
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府支部
- 林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部
- 港湾貨物運送事業労働災害防止協会舞鶴港分会
- 港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮津港分会
- 一般社団法人 日本ボイラ協会京滋支部
- 一般社団法人 日本クレーン協会京都支部
- 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会京都支部
- 一般社団法人 京都府溶接協会
- 京都府採石公災害防止連絡協議会
- 京都府建築工業協同組合

* 印は代表幹事

「STOP! 転倒災害プロジェクト」
～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～

(3) 協力団体 (協力依頼先団体)

公益社団法人 日本作業環境測定協会京滋支部
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会京都支部
京都T H P 推進協議会
京都衛生管理者会
京都産業保健総合支援センター

(4) 後援団体 (後援依頼先団体)

京都府、京都市、京都経営者協会、京都商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連
合会、一般社団法人 京都府医師会

6 運動への参加方法等

(1) 参加者の資格

参加者の資格は、京都府内の事業場 (事務所、工場、支店、営業所等) を原則とする。

なお、建設業にあつては、店社単位を原則とするが、請負金額1億9千万円以上の工事は、工事現場単位で参加できるものとする。

(2) 参加費

本運動の参加費は無料とする。

(3) 参加方法

① 参加希望事業場は、「平成30年度京都ゼロ災3か月運動参加申込書」(様式第2号)に所定事項を記入し、主催者のいずれかの1団体に郵送又はFAXにて申し込む。

② 申込期間 平成30年6月1日(金)～6月18日(月)

(4) 参加事業場の結果報告

① 参加事業場は運動期間終了後、参加申込を行った主催者に「平成30年度京都ゼロ災3か月運動結果報告書」(様式第3号)を郵送又はFAXにて報告する。

② 報告期間 平成30年10月1日(月)～10月15日(月)

(5) ゼロ災3か月運動達成之証の申請及び交付等

① 主催者は、「平成30年度京都ゼロ災3か月運動達成之証交付申請書」(様式第4号)に達成事業場名簿を添付し、京都労働局長に対し「ゼロ災3か月運動達成之証」の交付を申請する。

② 京都労働局長は、当運動の参加の必須事項である事業場トップによる「安全衛生に関する宣言」を実施し、かつ、無災害である事業場に対し「ゼロ災3か月運動達成之証」(様式第1号)を交付するものとする。また、達成事業場の了承を得た上で、京都労働局のホームページに達成事業場名を公表する。

③ 「ゼロ災3か月運動達成之証」交付後、本運動期間中に労働災害の発生の事実が判明した場合には、同達成之証を当該事業場より返還させる。

(6) 参加事業場の実施事項

参加事業場は、必ず運動開始時に事業場のトップから労働者に対して「安全衛生に関する宣言」等(別紙参照)を行い、次の事項を参考にして労使一体となって、安全衛生管理活動を活性化するとともに、職場のリスク低減を目指した取組を積極的に実施し、災害ゼロ及び健康確保の達成を目指す。

- ① 安全衛生管理体制の整備
- ② 年間の安全衛生計画の作成、職場の安全衛生改善提案制度の実施
- ③ リスクアセスメントの実施
- ④ 機械・設備の安全化、作業環境の改善等による快適な職場づくり
- ⑤ 転倒災害防止の取組み
- ⑥ 作業方法・作業姿勢等の見直し
- ⑦ 安全衛生教育の実施
- ⑧ メンタルヘルスケアの取組み
- ⑨ 過重労働による健康障害防止対策の実施、健康の確保増進対策の実施
- ⑩ 労働災害防止の啓発等の行事
- ⑪ 交通労働災害の防止
- ⑫ 家庭での安全対策の実施についての啓発等

7 主催者の実施事項

(1) 本運動についての広報及び参加の勧奨を行う。

(2) ゼロ災・健康標語の募集、表彰を行う。

(3) 本運動を推進するために必要な資料等の作成、配布等を行う。

(4) 「参加申込書」の受付及びこれの取りまとめを行う。

(5) 「結果報告書」を審査し、必須項目の実施及び無災害を達成した事業場を取りまとめ、京都労働局長に対し「達成之証」の交付申請を行う。

(6) ゼロ災3か月運動達成事業場に対し、京都労働局長から交付された6の(5)の②の「達成之証」を交付する。

(7) 代表幹事は、(1)～(4)に加えて本運動全体の推進、取りまとめ及び会報等による公表等を行う。